

# 【参考資料 1】

## 東京都北区環境基本条例

平成一八年三月二八日  
条例第三号

### 目次

#### 前文

#### 第一章 総則（第一条～第八条）

#### 第二章 環境の保全に関する基本的施策等

##### 第一節 環境基本計画（第九条）

##### 第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等（第十条～第二十一条）

##### 第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等（第二十二条～第二十四条）

##### 第四節 環境審議会（第二十五条）

#### 第三章 雑則（第二十六条）

#### 付則

北区は、荒川の水辺や崖線のみどりに恵まれ、また、江戸時代からの桜の名所である飛鳥山をはじめとして豊かな歴史と文化遺産を有し、これらが私たちのうるおいとやすらぎのある良好な環境をもたらしている。

しかし、物質的に豊かで便利な生活やそれを支える産業活動、都市化の進展は、北区でも大気汚染や化学物質による環境汚染、ヒートアイランド現象など様々な環境問題を発生させ、さらには地球温暖化やオゾン層の破壊、野生生物種の減少など、国を超えた規模での環境破壊を進行させている。

私たちは、快適で良好な環境を享受する権利を有するとともに、かけがえのない北区と青い地球を将来の世代に引き継いでいく責務がある。

そのために、私たち一人ひとりが地球に生きる一員としての自覚を持ち、環境負荷低減に努めるとともに、区民、事業者、民間団体及び区が協働で環境活動に取り組むことにより、すべての息づくものが共生できる環境を目指して、ここに、この条例を制定する。

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この条例は、環境の保全についての基本理念を定め、区民、事業者、民間団体及び区の責務及び協働の取組を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来のすべての区民が、健康で快適な生活を送ることができる環境共生都市の実現に寄与することを目的とする。

##### （定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境の保全 良好な環境を維持し、回復し、及び創出することをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる負の影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 公害 事業活動その他の人の活動に伴つて生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によつて、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物等となることが抑制され、並びに製品等が再び資源として適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 民間団体 環境活動を行うNPO、ボランティア団体等をいう。

##### （基本理念）

第三条 環境の保全は、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の区民へ継承していくことを目的として行わなければならない。

2 環境の保全は、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築される

ことを目的として、すべての者の自主的かつ積極的な取組によつて適切に推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深く係わっていることにかんがみ、すべての者が地球環境の保全是自らの課題として認識し、地球環境問題への貢献をするため、すべての活動において推進されなければならない。

4 区民、事業者、民間団体及び区は、自ら環境の保全是推進するとともに、協働して地域及び地球全体の環境の保全是努めなければならない。

(区の責務)

第四条 区は、前条に定める環境の保全是についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのつとり、次に掲げる事項について、基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

- 一 公害の防止に関すること。
  - 二 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境の保全是に関すること。
  - 三 野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保に関すること。
  - 四 人と自然との豊かなふれあいの確保に関すること。
  - 五 良好な景観、地域環境美化等に関すること。
  - 六 みどりの保護及び育成に関すること。
  - 七 資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量に関すること。
  - 八 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全是に関すること。
  - 九 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減に関すること。
- 2 区は、基本理念にのつとり、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減その他の環境の保全是のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(区民の責務)

第五条 区民は、基本理念にのつとり、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、区民は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴つて生ずる公害を防止し、及び廃棄物を適正に処理し、並びに自然環境を保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのつとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る製品その他の物の原材料の選定から製造、販売、使用及び廃棄までの各段階において環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(民間団体の責務)

第七条 民間団体は、基本理念にのつとり、環境の保全是に自ら努めるとともに、区が実施する環境の保全是に関する施策に積極的に参画し協力する責務を有する。

(年次報告)

第八条 区長は、毎年度、環境の状況及び環境の保全是に関する施策の実施状況の報告書を作成し、公表するものとする。

## 第二章 環境の保全是に関する基本的施策等

### 第一節 環境基本計画

(環境基本計画)

第九条 区長は、環境の保全是に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、北区環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 環境の保全是に関する目標
- 二 環境の保全是に関する施策の方向
- 三 環境の保全是に関する行動及び配慮の指針

#### 四 前三号に掲げるもののほか、環境の保全に関する重要事項

- 3 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、区民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 区長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第二十五条に規定する東京都北区環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 区長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

#### 第二節 区が講ずる環境の保全のための施策等

##### (環境基本計画との整合)

第十条 区は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

##### (新規事業の環境配慮)

第十一条 区は、新規事業を計画し、及び実施するに当たっては、その事業の計画段階から、環境の保全について適切な配慮をしなければならない。

##### (循環型社会形成の推進)

第十二条 区は、循環型社会の形成を推進するため、資源の循環的利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

##### (公共施設の整備)

第十三条 区は、公共施設の整備に当たっては、環境の保全に資する必要な措置を講ずるものとする。

##### (環境教育及び環境学習の推進)

第十四条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境の保全についての理解を深められるように、環境の保全に関する教育及び学習の推進に必要な措置を講ずるものとする。

##### (区民等の環境の保全に関する活動の促進)

第十五条 区は、区民、事業者及び民間団体が自発的に行う環境の保全に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

##### (誘導的措置)

第十六条 区は、区民、事業者及び民間団体が環境への負荷の低減を図るために適切な措置をとることとなるよう誘導するため、特に必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

##### (情報の収集及び提供)

第十七条 区は、環境に関する情報の収集に努めるとともに、その情報を適切に提供するよう努めるものとする。

##### (区民等の意見の反映)

第十八条 区は、区民、事業者及び民間団体の意見を環境の保全に関する施策に反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。

##### (調査の実施)

第十九条 区は、環境の保全に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する必要な調査を実施するものとする。

##### (監視等の体制の整備)

第二十条 区は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

##### (財政上の措置)

第二十一条 区は、環境の保全に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 第三節 国及び都その他の地方公共団体との協力等

##### (国及び都その他の地方公共団体との協力)

第二十二条 区は、広域的な取組が必要とされる環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、国及び都その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

##### (国際協力)

第二十三条 区は、環境の保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

(区民等との協働の組織の整備)

第二十四条 区は、環境の保全に関し、区民、事業者及び民間団体と協働して取り組むための組織を整備するものとする。

#### 第四節 環境審議会

(環境審議会)

第二十五条 環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十四条の規定に基づき、区長の附属機関として東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 環境基本計画等環境計画の策定、推進及び改定に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。

4 審議会は、環境の保全について学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）、区民、事業者、民間団体、区議会議員及び区職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員十八人以内をもって組織する。

5 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 特別な事項又は専門的な事項を調査審議するために必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

7 臨時委員は、学識経験者、区民及び区職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する。

8 臨時委員は、当該特別な事項又は専門的な事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、東京都北区規則（以下「規則」という。）で定める。

#### 第三章 雑則

(委任)

第二十六条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

#### 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(東京都北区みどりの条例の一部改正)

2 東京都北区みどりの条例（昭和六十年九月東京都北区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第五章 緑化推進審議会（第二十二條）

第六章 雑則（第二十三條—第二十六條）

」

を「第五章 雑則（第二十二條—第二十五條）」に改める。

第五章を削る。

第六章中第二十三條を第二十二條とし、第二十四條から第二十六條までを一条ずつ繰り上げる。

第六章を第五章とする。

# 【参考資料 2】

## 東京都北区環境審議会規則

平成一八年三月二八日  
規則第一〇号

改正 平成二二年 三月二三日規則第二一号 平成二三年 三月 七日規則第九号

(趣旨)

第一条 この規則は、東京都北区環境基本条例（平成十八年三月東京都北区条例第三号。以下「条例」という。）第二十五条の規定に基づき、東京都北区環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(審議会の組織)

第二条 条例第二十五条第四項に規定する審議会の委員の構成は、次のとおりとする。

- 一 学識経験を有する者 七人以内
- 二 区民、事業者及び民間団体 七人以内
- 三 区議会議員 四人

(会長及び副会長)

第三条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第四条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会議は、公開を原則とする。ただし、出席委員の過半数で決したときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席)

第五条 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を審議会に出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第六条 会長は、必要があると認めたときは、審議会に専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもつて組織する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもつて充てる。
- 4 部会長は、部会を招集し、部会の会務を総理し、部会の調査審議の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、生活環境部環境課において処理する。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、審議会が定める。

付 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

付 則（平成二二年三月二三日規則第二一号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

付 則（平成二三年三月七日規則第九号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。